

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託 仕様書別紙

1 こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託に係る仕様書第6から第9までについては、次のとおりの事業展開を想定しているため、標記委託業務を遂行する上で留意されたい。

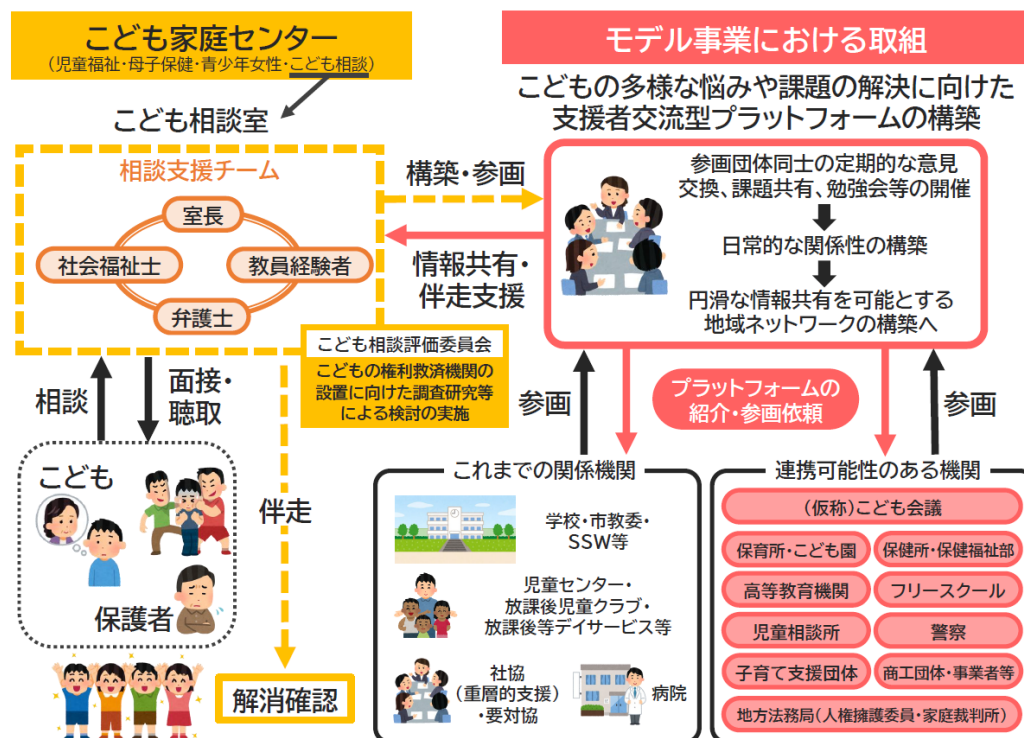
2 こどもが参画する分野横断的なネットワークの形成について

いじめやいじめ以外の学校に関係するこどもの多様な悩みや課題解決のための情報共有・伴走支援を可能とする機会の整備や、こどもの権利救済と困難事案に対する継続的かつ切れ目のない支援を行うことを目的に、こどもを含め、関係機関の支援者と日常的な関係性を構築できる支援者交流型プラットフォームを構築するもの。

(1) 交流会の開催にあたっては、参画団体との定期的な意見交換、各団体における課題の共有、特定のテーマに関する研修等を内容とする（集合形式又はオンライン）。

(2) 市内の小・中学生、高校生相当年齢等のこどものみで構成されるこども会議を構成するこどもに参画を依頼するとともに、分野横断的なネットワークの形成に向けて、こどもの考えや意見をプラットフォームの発展のために十分に反映させる。

【ネットワークのイメージ図】



3 こどもの意見表明の機会を確保するための仕組みづくり

市内の小・中学生、高校生相当年齢等のこどものみで構成されるこども会議（以下「会議」という。）を設置し、本市のほか、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

(令和6年3月子ども家庭庁策定)」や先進自治体の事例等を参考にしながら、定期的に会議を開催するもの。会議の議題としては、こどもが抱えるいじめやいじめ以外の学校関係の多様な悩みや困りごとへの相談支援の在り方、こどもの権利の保障をどのように進めるべきかといった事項を想定しており、市の施策へ導入するための仕組みを構築するもの。

会議の体制等については次のとおりとする。

- (1) 会議を構成するこどもの人数は、1回の開催につき20人程度とする。
- (2) 会議に参加するこどもは公募により決定する（広報もりおか6月号に掲載予定）。
- (3) 会議における議題は次の事項を基本とする。ただし、会議の開催状況等に応じて議題を追加することがある。
 - ア こどもが安心して生活し、能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なこと
 - イ こどもが安心して生活し、いかなる理由によっても差別されず、個人として尊重されるために必要なこと
 - ウ こどもが自分の関係することについて意見を表明することができ、年齢や発達の程度に応じて、その意見が考慮されるために必要なこと。
 - エ こどもが自分に関係することが決められ、又は行われるときは、その最善の利益が優先して考慮されるために必要なこと
 - オ いじめをはじめとするこどもの悩みや困りごとへの相談支援の在り方
 - カ こどもの権利を保障するための仕組み
- (4) 会議において、いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けた、こどもがこどもの権利を理解することや大人がこどもの権利について理解を深める周知啓発ツールを作成する。
- (5) 会議の開催にあたっては、こどもの考えや意見を適切に反映させるため、次の事項に留意した上で実施する。
 - ア 本業務の目的及び内容を理解し、指導力やコミュニケーション能力、協調性が高いことに加えて、こども施策に関する知識や経験を有する大人のサポーターを配置する。
 - イ 参加したこどもがしっかり話を聴き、できる限り参加者全員が発言し、参加したこどもの意見や存在が尊重されるよう配慮する。
 - ウ こどもが安心して意見を表明できる環境づくりに努める。
- (6) 会議で出された考えや意見がどのように扱われ、どのような結果になったのかについてこどもにフィードバックする。

4 いじめや不登校などを未然に防止するための取組

こどもと大人双方の人権意識の醸成を図り、こどもの権利の重要性について理解を深め、こどもの考えや意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるようになることを目的に、こどもの権利に関する普及・啓発活動を行うもの。

- (1) 上記会議により作成した周知啓発ツールを活用し、市内の各学校、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、こどもの権利に関する出前講座を実施する。

なお、当該出前講座において、上記周知啓発ツールのほか、「盛岡市子ども計画」等こどもの権利に関する内容が掲載された資料を活用することも可能とする。

- (2) 当該周知啓発ツールを用いて、市内において広報活動を行う。
- (3) いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けて、こどもの権利保障の必要性について市民の理解を深めるとともに、こどもの意見の尊重や最善の利益が考慮される「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組として、こどもの多様な悩みや課題、こどもの権利などをテーマとした講演会を開催する。

5 こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究

いじめや自殺企図など心身・生命に関わる重大事態や、いじめの背景にある貧困、虐待等、家庭環境も要因と考えられる案件の解消に向けて、こどもの権利救済機関を設置している他自治体の先進的な取組事例を整理するなど、こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究を行うもの。

- (1) 地方公共団体における権利救済機関の設置背景、効果、課題などを調査及び分析するとともに、全国の好事例を収集する。
- (2) いじめ重大事態やいじめの背景にある貧困、虐待等、家庭環境も要因と考えられる案件について、弁護士等の専門家の活用等により、相談から解消まで関与するための体制の構築を検討する。
- (3) 「盛岡市こども相談評価委員会」をこどもの権利救済機関とすることの妥当性について検討する。

【令和8年度スケジュール】

	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
プラットフォーム構築	← 月1回程度 定期開催 →			
こども会議	← 公募 →	← こども会議の開催(10回程度) →		
アンケート調査		← 第1回 →	← 第2回 →	
こども未来会議		● 第1回 ● 第2回	● 第3回	
出前講座 講演会			● 講演会	← 出前講座(10回程度) →
権利救済機関の調査研究	← →			
支援業務委託	← 公募 →	← 支援業務の実施 →		
条例検討	← 条例案の庁内調整 →		● 全員協議会	← パブコメ → ● 3月定例会 条例議案提出